

平成27年第 3 回定例会

(初 日)

平成27年 9 月 4 日

平成27年第3回平川市議会定例会議事日程（第1号）

平成27年9月4日（金）

午前10時00分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案上程及び提案理由説明
- 第5 決算特別委員会の設置及び委員長・副委員長の選任
- 第6 議員提出議案第5号 平川市議会会議規則の一部を改正する規則案
- 第7 議員派遣第1号 議員の派遣について
- 第8 議案第85号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第9 議案第86号 平川市個人情報保護条例の一部を改正する条例案
議案第87号 平川市税条例等の一部を改正する条例案
議案第88号 平川市手数料条例の一部を改正する条例案
議案第89号 平川市いきいき健康長寿のまちづくり条例案
議案第90号 津軽広域連合規約の一部変更について
議案第91号 弘前地区環境整備事務組合の共同処理する事務の変更及び弘前地区環境整備事務組合規約の変更について
議案第92号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
議案第93号 久吉辺地総合整備計画の変更について
議案第94号 東部辺地総合整備計画の策定について
議案第95号 財産区有財産の無償譲渡について
議案第96号 平成27年度平川市一般会計補正予算案（第3号）
議案第97号 平成27年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）
議案第98号 平成27年度平川市介護保険特別会計補正予算案（第2号）
議案第99号 平成27年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算案（第2号）
議案第100号 平成27年度平川市学校給食センター特別会計補正予算案（第1号）
議案第101号 平成27年度平川市簡易水道特別会計補正予算案（第2号）
議案第102号 平成27年度平川市水道事業会計補正予算案（第1号）
議案第103号 平成27年度平川市下水道事業会計補正予算案（第1号）

- 議案第 104 号 平成 27 年度平川市吹上・高畑財産区一般会計補正予算案（第 1 号）
- 議案第 105 号 平成 26 年度平川市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 106 号 平成 26 年度平川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 107 号 平成 26 年度平川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 108 号 平成 26 年度平川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 109 号 平成 26 年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 110 号 平成 26 年度平川市学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 111 号 平成 26 年度平川市尾上地区住宅団地温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 112 号 平成 26 年度平川市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 113 号 平成 26 年度平川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
- 議案第 114 号 平成 26 年度平川市下水道事業会計決算認定について
- 議案第 115 号 平成 26 年度平川市広船財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 116 号 平成 26 年度平川市小和森財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 117 号 平成 26 年度平川市大坊財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 118 号 平成 26 年度平川市石郷財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 119 号 平成 26 年度平川市柏木町財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 120 号 平成 26 年度平川市大字大光寺財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 121 号 平成 26 年度平川市平田森財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 122 号 平成 26 年度平川市新館財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 123 号 平成 26 年度平川市沖館財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 124 号 平成 26 年度平川市葛川財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 125 号 平成 26 年度平川市吹上・高畑財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 126 号 平成 26 年度平川市原田財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 127 号 平成 26 年度平川市岩館財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 128 号 平成 26 年度平川市碓ヶ関財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 第10 報告第 10 号 平成 26 年度平川市健全化判断比率について
- 報告第 11 号 平成 26 年度平川市資金不足比率について
- 報告第 12 号 平成 26 年度平川市一般会計継続費精算報告書について
- 第11 請願第 5 号 T P P 日米協議の合意内容を明らかにし、国会決議に違反する合意の撤回を求める請願
- 請願第 6 号 米価暴落対策の意見書を求める請願

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（20名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	工藤 貴弘	8	山田 忠利	15	工藤 竹雄
2	工藤 秀一	9	石田 昭弘	16	齋藤 政子
3	福士 稔	10	原田 淳	17	齋藤 律子
4	長内 秀樹	11	桑田 公憲	18	田中 友彦
5	山口 金光	12	大川 登	19	佐藤 雄
6	佐藤 保	13	小野 敬子	20	齋藤 英仁
7	佐藤 寛	14	葛西 清仁	—	—

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

職名	氏名	職名	氏名
市長	長尾 忠行	会計管理者	工藤 裕子
副市長	古川 洋文	農業委員会事務局長	須藤 俊弘
総務部長	鳴海 和正	選挙管理委員会事務局長	對馬 一俊
企画財政部長	芳賀 秀寿	平川診療所事務長	内山 勝徳
市民生活部長	須藤 秀人	碓ヶ関診療所事務長	鈴木 浩
健康福祉部長	松井 靖子	監査委員事務局長	小山内 功治
経済部長	齋藤 久世志	教育委員会委員長	内山 浩子
建設部長	櫻庭 正紀	教育長	柴田 正人
水道部長	今 英明	農業委員会会長	欠
尾上総合支所長	原田 耕一	選挙管理委員会委員長	内山 久人
碓ヶ関総合支所長	工藤 久富	代表監査委員	古川 敏明
教育委員会事務局長	小林 留美子	—	—

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	古 川 章 人	主 事	石 岡 奈々子
主幹兼議事係長	浅 原 勉	—	—

午前10時02分 開会及び開議

○議長
(齋藤政子議員)

皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は20名で、定足数に達しておりますので、これより、平成27年第3回平川市議会定例会を開会いたします。
報道関係者が議場内において、撮影をすることを許可しておりますので、御了承願います。
暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。
それでは、直ちに本日の会議を開きます。
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番、福士 稔議員及び4番、長内秀樹議員を指名いたします。
日程第2、会期の決定を議題とします。
去る8月31日、議会運営委員会を開催し、会期について協議しましたところ、お手元に配付した会期日程表(案)のとおり、会期は本日4日から18日の15日間に決定になってございます。
なお、一般質問の通告は、お手元に配布した一般質問通告一覧表のとおり、11人となっております。
お諮りします。
議会運営委員会の決定のとおり、本定例会の会期は本日4日から18日までの15日間としたいと思います。
これに、御異議ありませんか。

○議長

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
異議なしと認めます。
よって、会期は本日4日から18日までの15日間と決定いたしました。
日程第3、諸般の報告を行います。
去る8月19日、桑田公憲議員より議会運営委員会委員を辞任したい旨の願い出がありました。
そのため議会運営委員会委員に欠員が生じたため、委員会条例第8条第1項の規定により、同日、長内秀樹議員を指名したことを同条第3項

の規定により御報告いたします。

市長より、議案第85号から議案第128号及び報告第10号から第12号の合計47件が提出されました。

議案等の説明のため、市長、副市長、教育委員会委員長、教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員、各関係部長等の出席を求めました。

なお、農業委員会古川会長より、体調不良により本日の会議を欠席する旨の連絡がありました。

市長より、平成26年度平川市主要施策成果説明書の提出がありましたので、御精読願います。

監査委員より、財政援助団体監査及び随時監査の結果報告について、平成26年度平川市一般会計・特別会計・財産区一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書、平川市公営企業会計決算審査意見書、財政健全化審査意見書、経営健全化審査意見書、平成27年4月から6月分の例月出納検査報告書の提出がありましたので、御報告いたします。

教育委員会より、平成26年度分「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果報告書の提出がありましたので、御精読願います。

請願第5号TPP日米協議の合意内容を明らかにし、国会決議に違反する合意の撤回を求める請願、請願第6号米価暴落対策の意見書を求める請願、陳情第3号外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情、それぞれの写しを配布しておりますので、御精読願います。

第2回定例会以降の議会の諸般事項報告書を配布しておりますので、御了承願います。

議会運営委員長より、去る8月31日開催された平成27年第5回議会運営委員会において、申し合わせしました事項について配布しておりますので、御精読願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案上程及び提案理由説明に入ります。

議案第85号人権擁護委員候補者の推薦についてから報告第12号平成26年度平川市一般会計継続費精算報告書についてまでの47件を一括議題とし、市長より提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

(市長登壇)

おはようございます。

本日ここに、第3回平川市議会定例会が開会され、人権擁護委員候補者の推薦についてをはじめ、各般にわたる議案について御審議をいただくにあたり、提出議案の説明に先立ちまして、市政にかかわる諸般の報告を申し上げます。

○市長
(長尾忠行)

まず、市がコンビニエンスストアとの間で締結したAEDの設置協定についてでございます。AEDは、これまで市内の公共施設15箇所、小・中学校13箇所、合わせて28箇所に設置しておりましたが、施設が閉館している夜間や休日等は使用することができない状況にありました。

昨年の9月議会一般質問において、大川議員より、AEDの設置場所について御提言をいただき、検討した結果、コンビニエンスストアの協力を得て、市内8箇所の店舗に設置していただくことになりました。24時間利用可能な環境が整い、救命率の向上につながるものと思っております。

また、先般、東部地区において、平川市土砂災害防災訓練を開催いたしました。市ではこうした安全・安心なまちづくりに向けた取り組みに、力を注いでまいりますので、議員の皆様には引き続き御助言と御協力をお願い申し上げます。

さて、当市のふるさと納税の特産品が人気を集めております。平成23年度から25年度までの3年間は、年間一桁台の件数で推移しておりましたが、今年1月にサンふじなどを取り入れ、特産品を充実させたところ、申し込みが殺到し、1月から3月までの3カ月で60件の申し込みをいただきました。

さらに、6月から追加した津軽の桃につきましては、1万円の寄附に対する3キロ詰めセットが、発表からわずか3週間で限定数量の100セットに達し、最終的には131セットまで申し込みいただきましたが、受付を締め切らせていただきました。それ以降も1日約15件のペースで申し込みが続いており、4月から8月末までの申し込み状況は1,212件、金額は1,626万3,000円に上っています。当市の農産物が魅力的で消費者から高い評価をいただいたものと喜びに堪えないところであります。

ふるさと納税制度は、市の財源確保はもちろんのこと、平川市の知名度を高め、自慢の農産物をはじめとする特産品の販路拡大、さらには平川市を訪れる交流人口の拡大も期待されます。

市では、7月から弘南鉄道と提携し、イベント列車のペアチケットや列車の貸し切りをラインナップに追加するなど、話題性を高める工夫も施しながら、平川市の魅力発信に努めております。これからおいしいりんごの季節を迎えますので、PRに一層力を入れ、平川市ファンを増やしてまいりたいと考えております。

次に、健康づくりについてでございます。平川市は全国一の短命県である青森県の中でも特に平均寿命が短く、男性については平成22年の平均寿命ランキングで、全国1,800余りある市区町村の中でワースト7位という大変残念な結果でありました。

市では平成25年度から、がん検診の無料化に着手し、受診率の向上を図っているところでありますが、市制施行10周年を契機に健康長寿のまち青森県ナンバーワンを目指す足掛かりとして、平川市いきいき健康長

寿のまちづくり条例の制定と、10月25日に平川市健康づくり宣言市民大会を開催することといたしております。

日常における健康意識を高め、市民一体となって健康づくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員の皆様にも市民大会に御臨席をいただき、また、大会以降も自主的な健康づくりの推進に御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、来年1月からマイナンバー制度が始まります。市では10月から順次、通知カードを世帯主宛に送ることとし、準備を進めておりますが、新たな制度の始まりであり、市民にわかりやすく丁寧な対応に努め周知を図ってまいります。

また、現在、市制施行10周年を控え、各種記念事業の準備を進めているところでもあります。市民の皆様並びに議員各位の御支援と御協力をお願い申し上げます。

それでは、提出いたしました各議案の概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと思っております。

まず、議案第85号人権擁護委員候補者の推薦について、その提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の今井 巖氏の任期が、平成27年12月31日をもって満了となりますので、再度、人権擁護委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるため提案するものであります。

住所、平川市館山〇〇〇〇、氏名、今井 巖、生年月日、昭和22年〇〇〇〇であります。今井氏の主な経歴ですが、弘前実業高等学校商業科を卒業後、株式会社青工商事、青森前田コンクリート工業株式会社へ勤務されました。現在は、農業に従事し、館山・松崎地区行政委員、松崎小学校評議員等をされております。平成16年1月より現在まで人権擁護委員として在任し、地域の人権問題に対し良き理解者であり、また、平成20年4月から弘前人権擁護委員協議会平川地区部会長の指導的役割を務めており、適任と認め、再度、同氏の推薦について御賛同をお願い申し上げます。

次に、各条例案について御説明申し上げます。

議案第86号平川市個人情報保護条例の一部を改正する条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、同法第31条の規定を踏まえ、市が保有する特定個人情報の適正な取扱い並びに開示、訂正、利用の停止、消去、提供の停止の手続きを定め、その他所要の改正をしようとするものであります。

議案第87号平川市税条例等の一部を改正する条例案は、地方税法等の一部改正に伴い、平川市税条例等の一部を改正する必要性が生じたため、提案するものであります。

改正の主な内容は、所得税における国外転出時課税の創設に伴い、個

人住民税所得割の課税標準の計算に係る譲渡所得課税の規定を改正すること。また、昭和60年度に廃止された専売納付金制度下において3級品とされていた6銘柄の紙巻きたばこについて特例措置を廃止し、激変緩和の観点から、平成31年4月1日までに4段階で税率を引き上げる経過措置を講じること。さらには、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号、法人番号に関する規定を定め、その他所要の改正をしようとするものであります。

議案第88号平川市手数料条例の一部を改正する条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を定めるため、改正をしようとするものであります。

議案第89号平川市いきいき健康長寿のまちづくり条例案は、健康づくりに関する取り組みを、総合的かつ計画的に推進するために制定しようとするものであります。

その内容は、健康づくりに関する基本理念や関係者それぞれの役割などの基本的な事項を定めるものであり、今後、市民一人ひとりの主体的な健康づくりを推進するとともに、地域交流や社会参加を通じて、健康づくりができる環境を整備していくことで、市民が生涯にわたり健やかでいきいきと暮らせる健康長寿のまちを実現するため、制定しようとするものであります。以上が各条例案の概要であります。

議案第90号津軽広域連合規約の一部変更については、津軽広域連合の処理する事務に、し尿等希釈投入施設の設置及び管理運営に関する事務を加えるため、規約を一部変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第91号弘前地区環境整備事務組合の共同処理する事務の変更及び弘前地区環境整備事務組合規約の変更については、弘前地区環境整備事務組合のし尿処理施設の設置及び管理の事務を廃止するため、弘前地区環境整備事務組合の共同処理する事務及び規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第92号定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結については、弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定に、政策分野の環境に関わる新たな取り組みとして、し尿処理の広域化を追加するにあたり、弘前市との間における弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について、平川市議会の議決すべき事件を定める条例及び弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第93号久吉辺地総合整備計画の変更については、久吉辺地総合整備計画に登載した深沢橋橋梁改良事業について、事業費の増額が見込まれることから計画を変更するものです。辺地に係る公共的施設の総合整

備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第94号東部辺地総合整備計画の策定については、平六地区浄水場自動制御盤等交換事業を実施する必要が生じたため、辺地総合整備計画を策定するものです。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第95号財産区有財産の無償譲渡については、沖館地区一般農道整備事業工事に伴い、沖館財産区有財産を市へ無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。譲渡する財産区有財産は土地で、その所在地は平川市沖館沢田80番97の内で、地目は雑種地、地積731.77平方メートル、評価額は1万2,491円となっております。

次に、平成27年度の各会計の補正予算案について、御説明申し上げます。

議案第96号平成27年度平川市一般会計補正予算案（第3号）は、歳入歳出それぞれ2億6,406万8,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ187億7,170万円とするものであります。

今回の補正の特徴としましては、第1点目に4月人事異動による職員人件費の調整を行ったこと。第2点目には、小和森小学校大規模改修事業の補助申請不採択を受けて、所要事業費の減額措置をしたこと。第3点目には、今年度実施予定の碓ヶ関最終処分場焼却炉解体工事を平成28年度に繰り延べて実施することとし、その工事請負費及び工事監理委託業務の所要額合計について、債務負担行為の追加補正をしたことなどがあります。

まず、歳入の主なものであります。10款、地方交付税では普通交付税の交付額決定により、1億2,939万8,000円を追加計上いたしました。14款、国庫支出金では、小和森小学校大規模改修事業の事業不採択により6,660万円を減額したほか、社会保障・税番号制度システム整備費補助金1,319万1,000円を新規計上しました。また、18款、繰入金では、補正財源の調整として財政調整基金繰入金を1億7,474万6,000円繰り戻すこととしました。21款、市債では、碓ヶ関最終処分場焼却炉解体事業を翌年度へ繰り延べて実施することとし3,150万円、小和森小学校大規模改修事業の事業不採択により、2億5,140万円をそれぞれ減額いたしました。

次に、歳出であります。2款、総務費では、ふるさと納税寄附者に対する特産品謝礼として報償費を1,040万1,000円追加し、社会保障・税番号制度システム整備委託料2,255万7,000円を新規計上しました。8款、土木費では、碓ヶ関地域の朝霧橋及び二ノ渡橋から排出される塗膜に含有するPCBを廃棄処理するための委託料として、2,390万1,000円、9款、消防費では、既設防災無線の難聴地区を解消するため、受信機拡声

局設置工事費352万7,000円をそれぞれ新規計上しました。10款、教育費では、小和森小学校大規模改修事業費3億2,244万6,000円を減額したほか、平賀体育館地下タンク改修工事費216万円を新規計上いたしました。以上が、一般会計補正予算案の主なるものであります。

議案第97号平成27年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,266万3,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ47億1,005万5,000円とするものであります。

補正の内容は、歳入では療養給付費交付金を1,878万3,000円増額し、繰入金のうち職員給与費等繰入金を1,056万1,000円減額し、財政調整基金繰入金を444万1,000円増額するものであります。

また、歳出では総務費の一般管理費を人事異動等に伴う人件費の調整分として1,056万1,000円減額し、保険給付費の退職被保険者等高額療養費を1,878万3,000円増額し、平成26年度の療養給付費交付金の実績に伴う精算返還金として、諸支出金の償還金を444万1,000円増額するものであります。

議案第98号平成27年度平川市介護保険特別会計補正予算案（第2号）は、歳入歳出それぞれ4,197万6,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ38億6,760万9,000円とするためのものであります。

補正の内容は、歳入の保険料を885万5,000円減額し、国庫支出金37万3,000円、県支出金18万6,000円及び繰入金5,034万2,000円を追加するものであります。

また、歳出では総務費から人事異動等に伴う人件費の調整額842万7,000円を減額し、地域支援事業費86万8,000円、平成26年度の介護給付費国庫負担金等の実績に伴う返還金として、諸支出金4,953万5,000円をそれぞれ追加するものであります。

議案第99号平成27年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算案（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,165万5,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ3億3,327万7,000円とするために提案するものであります。

補正の内容は、歳入の繰入金を1,165万5,000円追加し、歳出では人事異動等に伴う人件費の調整分として総務費を860万2,000円、平川診療所整形外科診療に伴う医薬材料費の増額分として、医業費を305万3,000円それぞれ追加するものであります。

議案第100号平成27年度平川市学校給食センター特別会計補正予算案（第1号）は、歳入歳出の予算総額に歳入歳出それぞれ803万8,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ3億2,636万1,000円とするものであります。

補正の内容は、歳入の一般会計繰入金を803万8,000円追加し、歳出では人事異動等に伴う人件費の調整分として平賀学校給食センター費に788

万6,000円、尾上学校給食センター費に15万2,000円をそれぞれ追加するものであります。

議案第101号平成27年度平川市簡易水道事業会計特別会計補正予算案(第2号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ2,091万9,000円とするものであります。

補正の内容は、歳入の一般会計繰入金を137万円減額し、平六地区浄水場自動制御盤等交換事業として市債を110万円追加し、歳出では同事業の工事請負費を27万円減額するものであります。

議案第102号平成27年度平川市水道事業会計補正予算案(第1号)は、収益的収入及び支出のうち支出について、人事異動等に伴う人件費の調整分として230万3,000円を減額するものであります。

議案第103号平成27年度平川市下水道事業会計補正予算案(第1号)は、収益的収入及び支出のうち支出について、公共下水道事業費用及び特定環境保全公共下水道事業費用の人事異動等に伴う人件費の調整分として、266万9,000円を減額し、資本的収入及び支出のうち公共下水道事業の建設改良費302万1,000円を増額するものであります。

議案第104号平成27年度平川市吹上・高畑財産区一般会計補正予算案(第1号)は、歳入歳出それぞれ6万2,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ7万1,000円とするものであります。補正の内容は、高压送電線への接近木について、東北電力株式会社で伐採した補償料によるものであります。以上が平成27年度の各会計の補正予算案の概要です。

次に、平成26年度の各会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

議案第105号平成26年度平川市一般会計歳入歳出決算認定については、歳入歳出予算総額185億6,649万円に対し、歳入決算額180億3,217万5,000円、歳出決算額176億3,936万円で、歳入歳出差引額は3億9,281万5,000円となりました。翌年度への繰越財源が1億5,676万3,000円であることから、これを差し引き実質収支額は2億3,605万2,000円となりました。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定により、2億円を財政調整基金として積み立てし、残額の3,605万2,000円は翌年度へ繰り越すこととなりました。

議案第106号平成26年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、歳入歳出予算総額42億5,033万3,000円に対し、歳入決算額41億5,070万8,000円、歳出決算額41億892万8,000円で、歳入歳出差引額4,178万円が実質収支額となりました。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定により、国民健康保険財政調整基金に4,100万円を積み立てし、残額の78万円は翌年度へ繰り越すこととなりました。

議案第107号平成26年度平川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、歳入歳出予算総額36億7,888万2,000円に対し、歳入決算額36億9,311万3,000円、歳出決算額36億1,647万9,000円で、歳入歳出差引額

7,663万4,000円が実質収支額となりました。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定により、7,600万円を介護保険財政調整基金として積み立てし、残額の63万4,000円は翌年度へ繰り越すこととなりました。

議案第108号平成26年度平川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、歳入歳出予算総額2億4,933万6,000円に対し、歳入決算額2億4,795万6,000円、歳出決算額2億4,731万6,000円で、歳入歳出差引額64万円が実質収支額となり、全額翌年度へ繰り越すこととなりました。

議案第109号平成26年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計歳入歳出決算認定については、歳入歳出予算総額2億9,063万円に対し、歳入歳出決算額が2億7,546万5,000円となり、実質収支額が0円となりました。

議案第110号平成26年度平川市学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定については、歳入歳出予算総額3億4,237万8,000円に対し、歳入歳出決算額が3億3,402万8,000円となり、実質収支額が0円となりました。

次に、議案第111号平成26年度平川市尾上地区住宅団地温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入歳出予算総額1,085万9,000円に対し、歳入決算額1,112万4,000円、歳出決算額899万4,000円で、歳入歳出差引額213万円が実質収支額となりました。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定により、212万7,000円を尾上地区住宅団地温泉管理基金に積み立てし、残額の3,000円は翌年度へ繰り越すこととなりました。

議案第112号平成26年度平川市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定については、歳入歳出予算総額1,808万2,000円に対し、歳入歳出決算額が1,634万円となり、実質収支額が0円となりました。

議案第113号平成26年度平川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定については、平成26年度平川市水道事業会計未処分利益剰余金9,270万2,487円を減債積立金に積み立てるためと、平成26年度本会計決算を議会の認定に付するために提案するものであります。

経理の状況ですが、収益的収入及び支出では、事業収益が5億3,310万8,358円、事業費用が4億4,040万5,871円となり、9,270万2,487円の純利益となっております。

一方、資本的収入及び支出におきましては、収入の2,200万9,000円に対し、支出が1億6,949万8,299円となり、不足する1億4,748万9,299円は、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しております。

議案第114号平成26年度平川市下水道事業会計決算認定については、平成26年度本会計決算を議会の認定に付するため、提案するものであります。

経理の状況ですが、収益的収入及び支出では、事業収益が11億27万9,234

円、事業費用が11億4,794万1,393円となり、4,766万2,159円の純損失となっております。

一方、資本的収入及び支出におきましては、収入の5億3,783万6,000円に対し、支出が7億1,164万7,085円となり、不足する1億7,381万1,085円は、当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しております。

次に、平成26年度の各財産区会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

議案第115号平成26年度平川市広船財産区一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第126号平成26年度平川市原田財産区一般会計歳入歳出決算認定については、歳入歳出差引額が0円となっておりますので、財産区ごとに歳入歳出決算の総額についてのみ申し上げます。

議案第115号広船財産区、70万円。

議案第116号小和森財産区、3,000円。

議案第117号大坊財産区、185万円。

議案第118号石郷財産区、49万8,000円。

議案第119号柏木町財産区、51万4,000円。

議案第120号大字大光寺財産区、242万1,000円。

議案第121号平田森財産区、160万1,000円。

議案第122号新館財産区、10万6,000円。

議案第123号沖館財産区、169万1,000円。

議案第124号葛川財産区、1万2,000円。

議案第125号吹上・高畑財産区、9,000円。

議案第126号原田財産区、28万4,000円。

議案第127号平成26年度平川市岩館財産区一般会計歳入歳出決算認定については、歳入歳出予算総額379万5,000円に対し、歳入決算額379万5,000円、歳出決算額377万1,000円で、歳入歳出差引額2万4,000円が実質収支額となり、全額翌年度へ繰り越すことになりました。

次に、議案第128号碓ヶ関財産区一般会計歳入歳出決算認定については、歳入歳出予算総額21万8,000円に対し、歳入歳出決算額が21万8,000円となり、歳入歳出差引額0円となりました。以上が平成26年度の各会計の歳入歳出決算の認定の概要であります。

最後に報告案件でございます。報告第10号平成26年度平川市健全化判断比率について、御報告いたします。この報告内容につきましては、平成26年度決算により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標の総称であります健全化判断比率、並びにその算定の基礎となります事項を記載した書類を監査委員の審査に対し、その意見をいただきましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、今定例会に報告するものであります。その内容であります、4指標とも財政的に健全である旨、御報告をいたし

ます。

報告第11号平成26年度平川市資金不足比率について、御報告いたします。この報告内容につきましては、平成26年度の公営企業の決算により、資金不足比率、並びにその算定の基礎となります事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をいただきましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、今定例会に報告するものであります。その内容であります。水道事業会計、下水道事業会計及び簡易水道特別会計については資金不足はなく、健全である旨、御報告をいたします。

報告第11号平成26年度平川市一般会計継続費精算報告書について、御報告いたします。この報告内容につきましては、平成25年度から平成26年度まで防災無線施設整備事業として継続費を設定し、デジタル防災行政無線を主とした防災情報システムの整備を進めてまいりました。その事業が終了いたしましたので、継続費精算報告書を調製のうえ、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、御報告をいたします。

以上が本日提出いたしました各議案の概要であります。詳細につきましては、質問等に応じて本職または担当部長から、それぞれ御説明申し上げます。

議員の皆様には、慎重御審議のうえ、原案どおり、御議決、御同意並びに御認定を賜りますようお願いを申し上げます。議案の説明を終わらせていただきます。

(市長降壇)

○議長

以上で提案理由の説明は終わりました。
11時15分まで休憩といたします。

午前10時57分 休憩
午前11時15分 開議

○議長

休憩前に引き続き会議を開きます。
市長。

(市長登壇)

○市長
(長尾忠行)

先ほど、提出御説明申し上げました議案の中で、誤読並びに誤記載がありますので、訂正させていただきます。

議案第103号平成27年度平川市下水道事業会計補正予算案(第1号)、30ページであります。4行目人件費の調整分を266万9,000円と申し上げましたが、正しくは265万9,000円でありました。

また、報告第10号平成26年度平川市健全化判断比率についての報告中、44ページ10行目を監査委員の審査に対してと申し上げましたが、正しくは審査に付しでありました。

また、46ページ、報告第11号は正しくは報告第12号であります。

- お詫びして訂正申し上げます。よろしくお願いたします。
- (市長降壇)
- 議長 日程第5、決算特別委員会の設置及び委員長・副委員長の選任を議題とします。
- 本定例会に、平成26年度の各会計の決算認定案件が提案されましたので、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、決算状況について審査することを目的に、20人の全議員をもって構成する決算特別委員会を設置したいと思います。
- これに、御異議ありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
- よって、平成26年度の各会計の決算認定案件を審査することを目的に、20人の全議員をもって構成する決算特別委員会を設置することに決定いたしました。
- ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において20人の全議員を指名したいと思います。
- これに、御異議ありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
- よって、ただいま指名いたしました20人の全議員を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。
- 次に、決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選方法について、お諮りします。
- 会議規則第126条第5項の規定に準じ、この場で議長より委員長、副委員長を指名推選することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
- よって、決算特別委員会の委員長及び副委員長の選任方法は、議長が指名推選することに決しました。
- それでは、決算特別委員会の委員長に、18番、田中友彦議員、副委員長に、14番、葛西清仁議員を指名推選いたします。
- これに、御異議ありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認め、議員全員の同意があったものとして、両氏を当選人とします。
- 決算特別委員会委員長、副委員長の就任承諾のあいさつを求めます。
- はじめに、田中友彦委員長、登壇願います。
- 18番。
- (決算特別委員会委員長登壇)

- 決算特別委員会
委員長(田中友彦
議員)
- ただいま決算特別委員会が設置され、決算特別委員会の委員長に御指名をいただきました、18番、田中友彦でございます。よろしくお願いいたします。
- さて、御承知のとおり、決算審査は議会が承認した予算について、適切な時期に住民本位に予算執行されたのかどうか、議会における予算審議の趣旨が活かされたのかどうか、また、その効果について審査する極めて重要な会議でございます。
- 委員の皆様には慎重なる審査と、理事者におかれましては明快な答弁をお願いいたします。
- 限られた審査期間ですので、効率的に委員会が運営されますよう、委員各位の御理解と御協力をお願いいたしまして、あいさついたします。
- (決算特別委員会委員長降壇)
- 議長
- 次に、葛西清仁副委員長、登壇願います。
- 14番。
- (決算特別委員会副委員長登壇)
- 決算特別委員会
副委員長(葛西清
仁議員)
- ただいま決算特別委員会の副委員長に指名されました、14番、葛西清仁でございます。
- 微力ではございますが、委員長を補佐し、誠心誠意職務をまっとうしてまいりたいと思っておりますので、皆様の御協力をお願いいたしまして、はなはだ簡単であります就任のあいさつに代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。
- (決算特別委員会副委員長降壇)
- 議長
- 日程第6、議員提出議案の審議に入ります。
- 議員提出議案第5号については委員会提出の議案でありますので、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。
- 議員提出議案第5号平川市議会会議規則の一部を改正する規則案を議題とします。
- 提案理由を説明願います。
- 議会運営委員会委員長、登壇願います。
- 18番、田中議員。
- (議会運営委員会委員長登壇)
- 議会運営委員会
委員長(田中友彦
議員)
- 議員提出議案第5号平川市議会会議規則の一部を改正する規則案について、提案理由を申し上げます。
- 本案は、近年の男女共同参画の状況にかんがみ、地方議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、市議会会議規則中、会議及び委員会の欠席に関する規定について、一部を改正するために提案するものであります。
- 議員の皆様におかれましては、改正の趣旨を御理解いただきまして、本案に御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

- ただきます。よろしくお願い申し上げます。
- (議会運営委員会委員長降壇)
- 議長 この件に関しましては、事前に説明し、改正内容を熟知していると思いますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。
- これに御異議りませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認め、直ちに採決することに決定いたしました。
- 議員提出議案第5号平川市議会会議規則の一部を改正する規則案について採決します。
- 本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
- よって、議員提出議案第5号は、原案のとおり可決されました。
- 日程第7、議員の派遣についてを議題とします。
- 地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、配布してあります議員派遣第1号のとおり、議員派遣の申し出があります。
- お諮りします。
- 議員派遣第1号のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
- よって、議員派遣第1号については、議員を派遣することに決定いたしました。
- ただいま可決されました議員派遣について、変更の申し出が出された場合は、その取り扱いを議長に一任されたいと思います。
- これに、御異議ありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
- よって、ただいま可決されました議員派遣について、変更の申し出が出された場合は、その取り扱いを議長に一任することに決定いたしました。
- 日程第8、人事案件に入ります。
- 議案第85号について、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本日直ちに審議したいと思います。
- これに、御異議ありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
- よって、議案第85号は直ちに審議することに決定しました。
- 議案第85号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。
- 人事案件につき、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

○議長

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
異議なしと認めます。
よって、直ちに採決いたします。
議案第85号人権擁護委員候補者の推薦について採決します。
議案第85号について、同意することに御異議ありませんか。

○議長

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
異議なしと認めます。
よって、議案第85号については、同意することに決定いたしました。
日程第9、議案付託に入ります。
提出議案目録及び議案の付託先案について、お手元に配布してありますので、御参照願います。

○17番

(齋藤律子議員)

議案第86号平川市個人情報保護条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

17番、齋藤律子議員。

はい。それではお尋ねをいたします。

国会もマイナンバー制度が通って、これから10月ということで付番、それから住民に配布されるわけですけれども、各地方の自治体ではその準備に間に合うのかという不安の声もマスコミ等で流れております。それから、その市民の方たちは情報漏えいがどうなるのだろうか。これも大変不安を感じているところです。

そう考えた場合に、市民の不安や疑問にきちんと市役所が答えていく体制にあるのかどうか。どういう対策を講じているのかどうか、まずはお尋ねをいたしたいと思います。

それから、マイナンバー制度をわからない市民もまたこれたくさんおります。周知、徹底などはどういうふうにしていくのかどうか、ここで、議案第86号でお尋ねをしたいと思います。

○議長

○総務部長

(鳴海和正)

総務部長。

まず、その情報漏えいのお尋ねがございました。情報漏えいに対する心配盛んに言われておりますけれども、これにつきましては今現在システム上のお話いたしますと、今年、新たな番号法施行に対応するシステムをもう導入してございます。これにつきましては、既存の情報系のそういうネットワークからまったく分離しまして、いわゆる隔絶されたその中での番号法を取り扱うようにいたしておりますので、その辺の漏えいということはないはずでございます。

それとあと周知につきましては、もちろん広報ひらかわ、あるいはまた市のホームページ等で広報、普及はいたしますけれども、そのほかに町会、あるいはまた老人クラブ等ですね、高齢者の方々については特別その御要望があれば、こちらから出向きまして御説明させていただいた

いというふうに考えてございます。

あともう一つ何でしたっけ……、時期が間に合うのかどうかということにつきましては、当市の場合もう既にシステムは構築してございますので、あとは番号さえくればですね、それを入力するだけというところの状態でございます。以上でございます。

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

17番、齋藤律子議員。

漏えいはないはずだということであります。これは漏えいしなければ、実感できないことかもわかりませんが、やはりそこは万全を尽くしていただきたいのと、その老人クラブやいろんな団体を通じて周知、徹底を図ろうとしているように思いますが、このマイナンバー制度をわからない方は保管もやっぱり、大変こう実際お年寄りなどを見ていると不安に思っています。本当に命の次に大事なようなものになるわけですから、そこはやっぱりそういう団体とかではなくて、本当にきめ細やかに対応してほしいと思いますが、もっときちんとした対応を持つべきだと思いますが、もう一回お願いします。

○議長
○総務部長
(鳴海和正)

総務部長。

何を持ってきちんとした対応とおっしゃっているのか、私にはちょっと理解しがたいんですけれども、現時点で考えられる情報漏えいにつきましては、考えられることすべて盛り込んだ形でのシステムを構築してございますので、それについては情報漏えいについては大丈夫でないかとかは考えてございます。

そしてその周知につきましても、今現在、これからいまの9月号、広報の9月号から周知に入りたいと考えておりますので、それで進めていって、なおかつわからない方がいらっしゃる場合につきましては、また再度、第二段ということでまた周知活動に努めてまいりたいと思っておりますので、何とぞ御理解をお願いいたします。

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

17番、齋藤律子議員。

なんかこう、はっきり言い切れないところがとっても心配になります。サイバー攻撃などにも十分対応できる強固な守りだということを断言していただきたいと思えます。少し「かと思えます」とか、そういうことですのでちょっと不安を感じますので、よろしくお願いします。

○議長
○総務部長
(鳴海和正)

総務部長。

はい、あの言い方ちょっとあいまいであったかもしれませんが、現時点のシステムは自信をもって導入してございますので、情報漏れはないと断言させていただきます。

○議長
○19番
(佐藤 雄議員)

19番、佐藤 雄議員。

ただいまの質疑応答を聞いておりますと、私、3月の議会でも質問しておりますけれども、いま答弁された漏えいはないと思えます。漏えいはこちらから漏れる、サイバー攻撃で盗まれる場合、そういう場合の対策こうきちっと、こうしている準備しているそういうものがありました

○議長
○総務部長
(鳴海和正)

らお願いします。

総務部長。

準備はもう既にしてございます。先ほども説明させていただきましたけれども、従来の基幹ネットシステムってございますが、いわゆるネットで情報をやりとりしてありますよね、そういう検索システム等使ってございますけれども、そういうシステムとはまったく隔絶して、分離したシステムで、いわゆる庁舎の中だけのやりとりしかできないようになってございますので。そっから例えばサイバー攻撃等に入ることはいわけです。

また、考えられることは、いまの年金機構等でありましたその隔絶されたネットワーク、いわゆるマイナンバーの入った情報を持ち出した場合、この場合は漏れるということも実際あったわけですが、それらについても研修等を施しまして、そういうことは絶対できないような、例えば持ち出す際については必要な事務以外は持ち出すことできないと、失礼、持ち出すこと自体ができないというふうなことで、各課一つの一定のパソコンの中でしか仕事、業務をできないというようなシステムにしてございますので、いわゆるサイバー攻撃等に関わる心配等はないと断言させていただきます。

○議長
○19番
(佐藤 雄議員)

19番、佐藤 雄議員。

先ごろ、年金機構から私のところに、あなたの基礎年金番号はどうなっていますかという問い合わせの手紙がきました。そして基礎番号見たこともないし、暗記もしていないので、書類を探してやっとみつけて書いてやりましたけれども、昨日はじめて新しい番号というものがきました。そういうことありますので、十分この市民にも迷惑のかからないように保守、守ってそういうことをお願いします。

○議長
○総務部長
(鳴海和正)
○議長

総務部長。

議員がおっしゃいましたとおり、その扱いにつきましては重々慎重な上にも慎重に扱うようにしたいと考えてございます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案を総務企画常任委員会に付託することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は総務企画常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第87号平川市税条例等の一部を改正する条例案を議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

○議長

お諮りします。
本案を総務企画常任委員会に付託することに、御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
異議なしと認めます。
よって、本案は総務企画常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長

議案第88号平川市手数料条例の一部を改正する条例案を議題とします。
これより質疑に入ります。
御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。
お諮りします。
本案を教育民生常任委員会に付託することに、御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
異議なしと認めます。
よって、本案は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長

議案第89号平川市いきいき健康長寿のまちづくり条例案を議題とします。
これより質疑に入ります。
御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。
お諮りします。
本案を教育民生常任委員会に付託することに、御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
異議なしと認めます。
よって、本案は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長

議案第90号津軽広域連合規約の一部変更についてを議題とします。
これより質疑に入ります。
御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。
お諮りします。
本案を総務企画常任委員会に付託することに、御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
異議なしと認めます。
よって、本案は総務企画常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第91号弘前地区環境整備事務組合の共同処理する事務の変更及び弘前地区環境整備事務組合同約の変更についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。

本案を教育民生常任委員会に付託することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第92号定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。

本案を総務企画常任委員会に付託することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は総務企画常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第93号久吉辺地総合整備計画の変更についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。

本案を総務企画常任委員会に付託することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は総務企画常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第94号東部辺地総合整備計画の策定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

○議長

お諮りします。

本案を総務企画常任委員会に付託することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は総務企画常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第95号財産区有財産の無償譲渡についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。

本案を総務企画常任委員会に付託することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は総務企画常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第96号平成27年度平川市一般会計補正予算案（第3号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。

本案を総務企画常任委員会に付託することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は総務企画常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第97号平成27年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。

本案を教育民生常任委員会に付託することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

た。

議案第98号平成27年度平川市介護保険特別会計補正予算案（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。

本案を教育民生常任委員会に付託することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第99号平成27年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算案（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。

本案を教育民生常任委員会に付託することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第100号平成27年度平川市学校教育センター特別会計補正予算案（第1号）を議題とします。

（「給食センター」と呼ぶ者あり）

○議長

すいません失礼しました、平成27年度平川市学校給食センター特別会計補正予算案（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。

本案を教育民生常任委員会に付託することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第101号平成27年度平川市簡易水道特別会計補正予算案（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。

本案を建設経済常任委員会に付託することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第102号平成27年度平川市水道事業会計補正予算案（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。

本案を建設経済常任委員会に付託することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第103号平成27年度平川市下水道事業会計補正予算案（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

お諮りします。

本案を建設経済常任委員会に付託することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第104号平成27年度平川市吹上・高畑財産区一般会計補正予算案（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

○議長

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終わります。

お諮りします。

本案を総務企画常任委員会に付託することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、本案は総務企画常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、議案第105号から議案第128号までの24件は、平成26年度各会計の決算認定案件であります。

お諮りします。

平成26年度の各会計の決算認定案件であります、議案第105号から議案第128号までの24件を決算特別委員会に付託することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第105号から議案第128号までの24件は、決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

日程第10、報告案件に入ります。

報告第10号平成26年度平川市健全化判断比率についてを議題とします。

報告内容については、先ほど市長から説明がありましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、報告のみで終わります。

次に、報告第11号平成26年度平川市資金不足比率についてを議題とします。

報告内容については、先ほど市長から説明がありましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、報告のみで終わります。

次に、報告第12号平成26年度平川市一般会計継続費精算報告書についてを議題とします。

報告内容については、先ほど、市長から説明がありましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、報告のみで終わります。

日程第11、請願の趣旨説明に入ります。

請願第5号T P P日米協議の合意内容を明らかにし、国会決議に違反する合意の撤回を求める請願を議題とします。

紹介議員に請願の趣旨説明を求めます。

17番、齋藤律子議員、登壇願います。

(齋藤律子議員登壇)

○17番

(齋藤律子議員)

請願第5号T P P日米協議の合意内容を明らかにし、国会決議に違反する合意の撤回を求める請願について、紹介議員として趣旨説明を行い

ます。

請願第5号は、2015年6月議会に続いてのTPP交渉に関する請願となりますが、今回の請願項目は日米2国間協議での合意内容を公表し、国会決議に違反する合意は撤回すること。また、TPP交渉に関する国会決議を遵守し、守れない場合は交渉から撤退することの2点です。いずれも2013年4月19日に行われた国会決議を守ってほしいという内容です。

2015年7月28日からハワイで開催された、12カ国で進められてきたTPP閣僚会合は、大枠合意に至らず閉幕となりましたが、アメリカ、日本の両政府は、TPP全体の妥結を狙っており、今後の交渉の行方は不透明との報道です。

一方で日本、アメリカの2国間で行われてきた協議は大きく進展し、米、麦、牛、豚肉、乳製品、甘味資源作物、砂糖類のことで、などの農産品重要品目について、「再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること。10年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め、認めないこと」という国会決議を大きく逸脱し、請願趣旨にもあるように農産品重要5品目すべてで日本側の大幅な譲歩が報道されています。さらに交渉参加国にとって受け入れがたい為替条項も含まれています。

アメリカでは憲法上、TPPなどの貿易交渉権限は政府ではなく議会が握っているため、TPP妥結のためには大統領貿易促進権限TPA法を成立させ、政府が議会から権限を譲ってもらうことが不可欠となっています。その際、議会は政府に無条件に権限を譲るわけではなく、さまざまな条件を付けます。

従来のTPA法案と違って、交渉が妥結しても事実上、アメリカ議会が修正を求める権限が盛り込まれており、仮に交渉が合意したとしても再譲歩がせまられる可能性があります。さらに交渉参加国にとって受け入れがたい為替条項が含まれています。

アメリカ議会は日本などを為替操作国と断定し、為替操作があった場合には報復的に関税引き上げを行うことができるという規定を、TPPなどアメリカが結ぶ自由貿易協定に盛り込むことを要求しています。アメリカ政府が為替条項抜きの協定に合意した場合は、政府から権限を奪い取るか交渉やり直しを命ずることになります。

アメリカが他国を為替操作国と断定し、報復措置を取るなどということは、最悪の主権侵害です。日本も為替条項に反対をしています。そうであるなら、2国間交渉等に留意しつつ、重要5品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は脱退も辞さないものとするとした国会決議を遵守する。いまがその時とってよい状況ではないでしょうか。

このほかにも、ISD条項やBSE対策、遺伝子組み換え、農薬、食品添加物など、食の安全・安心を脅かす条項もたくさん含まれています。

基幹産業が農業である平川市にも大きな影響があると考えられるＴＰＰ参加。請願第５号に、平川市議会満場一致での採択を心からお願いをするものです。以上、請願第５号について紹介議員としての趣旨説明を終わります。

(齋藤律子議員降壇)

○議長

以上で紹介議員からの趣旨説明は終わりました。

請願第５号は会議規則第141条の規定により、建設経済常任委員会に付託いたします。

次に、請願第６号米価暴落対策の意見書を求める請願を議題とします。紹介議員に請願の趣旨説明を求めます。

９番、石田昭弘議員、登壇願います。

(石田昭弘議員登壇)

○９番
(石田昭弘議員)

請願第６号米価暴落対策の意見書を求める請願について、紹介議員を代表して説明申し上げます。

平成26年産米の農家手取りは8,000円台の水準とみられ、労賃はもとより、物財費さえ確保できない価格です。本年産の早場米のＪＡ概算金も依然低く、どんな経営努力を講じても経営は維持できず、そのしわ寄せが大規模経営や集落営農組織等の担い手層の経営を直撃し、規模拡大どころか借地の返却と離農が同時に進むことになりかねません。

政府は米価対策を求める世論に押されて、融資やコスト削減への助成などを打ち出しましたが、需給については市場任せを公言し、米価暴落の抜本対策を打ち出さずにいます。

そのため、本請願は政府が米穀の需給と価格の安定に責任を持つ米政策を確立するとともに、交付金半減措置・廃止の撤回など、農家の経営安定対策を図ることと、及び米国産米・豪州産米の輸入特別枠の合意撤廃などを求める意見書を、国に提出することを求めるものであります。

本市の基幹産業、稲作農家を守ることから、ぜひとも趣旨御理解のうえ、御採択を賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

(石田昭弘議員降壇)

○議長

以上で紹介議員からの趣旨説明は終わりました。

請願第６号は会議規則第141条の規定により、建設経済常任委員会に付託いたします。

次に、お諮りします。

７日は議案熟考等のため、８日は常任委員会開催のため本会議を休会にしたいと思えます。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、７日と８日は本会議を休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
次の本会議は、9日午前10時開議とし、その日は一般質問を予定しております。
本日は、これをもって散会します。

散会 午後0時01分

